

臨時株主総会招集ご通知

報告事項

1. 第11期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第3号議案** 会計監査人選任の件

日時

2022年5月20日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階
「ハーバーサーカス」宴会場

議決権行使期限

2022年5月19日（木曜日）午後6時まで

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本臨時株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご出席を見合わせることをご検討いただきますとともに、その場合には書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので可能な限り、これらの方法による議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年5月19日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年5月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都品川区東品川二丁目3番15号 第一ホテル東京シーフォート3階 「ハーバーサーカス」宴会場 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第11期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第11期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件</p>
4 議決権の行使等についてのご案内	2頁～3頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本臨時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。 なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本臨時株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ (<https://www.g3holdings.com/>)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年5月20日(金曜日)
午前10時



書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年5月19日(木曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年5月19日(木曜日)
午後6時完了分まで

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

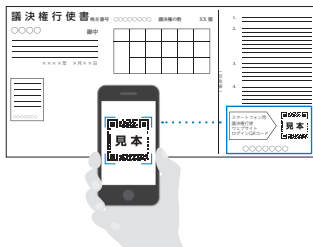
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

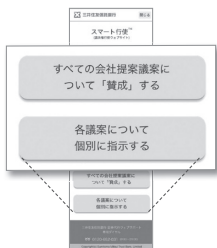
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

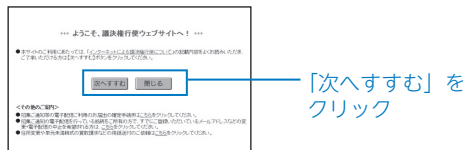
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

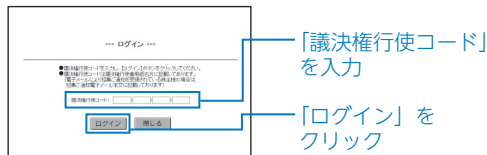
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

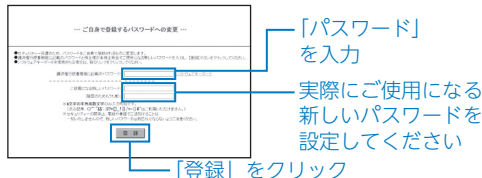
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

臨時株主総会の開催に至った経緯について

当社は、2021年11月10日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表のとおり、第7期（2017年8月期）に当社が販売した未稼働太陽光発電所の権利の売上げについて、その売上金額の計上の時期は、本来であれば第9期（2019年8月期）に計上すべきものではないかとの外部からの指摘を受け、売上時期の適切性について社内で検討した結果、専門的かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至り、利害関係を有しない外部専門家3名から構成される特別調査委員会を設置いたしました。特別調査委員会による調査結果によっては、第7期（2017年8月期）のほか過年度の決算について、有価証券報告書等に関する訂正報告書の提出及び決算短信等の訂正を要する可能性があることから、当社は、当社の会計監査人である赤坂有限責任監査法人から、2021年11月11日付けで発出済みの連結計算書類及び計算書類（以下連結計算書類と併せて「計算関係書類」といいます。）に係る独立監査人の監査報告書（同年10月25日付け）に記載された監査意見を撤回する旨の通知を受け、当社監査等委員会からも、監査等委員会の監査報告書（同月27日付け）に記載の監査結果について撤回する旨の通知を受けました。これらにより、2021年11月26日開催の第11期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、第11期事業報告及び計算関係書類を株主の皆様提供してその内容等報告を上程することはできないこととなり、当社は、改めて、第11期の事業報告及び計算関係書類の確定手続を経た後に、株主の皆様に対して計算関係書類を提供したうえで、継続会にて報告事項を上程すること（続行）を本総会においてお諮りし、続行の決議をいたしました。また、特別調査委員会による調査結果によっては、計算書類（貸借対照表）に重要な修正が生じる可能性があり、分配可能額を正確に算定することができないことから、本総会において、剰余金処分の議案を撤回いたしました。なお、本総会において、「定款一部変更の件」、並びに「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が承認可決され、取締役に笠原弘和、佐伯猛志、松本隆、重富公博の4氏が就任しております。

その後、2022年1月28日付け「（開示事項の経過）特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表のとおり、特別調査委員会の調査結果から、連結の範囲、売上げの計上（売上計上要件を満たさない売上げ）に関する不適切な会計処理、及び関連当事者の範囲について、網羅的な把握ができていなかったこと等が判明いたしました。その結果、第11期の決算手続に要する期間を勘案した場合、第11期の計算関係書類が確定し、報告事項に係る提供書面を株主の皆様提供したうえで、報告事項を付議するための継続会を開催しようとする場合には、その開催日は本総会の当初の開催日から3か月以上が経過してしまうため、継続会と当初の本総会との同一性が失われてしまうことから、継続会是不開催として本総会をいったん終結し、改めて臨時株主総会を開催するのが適切であると判断し、本臨時株主総会を招集するに至りました。

なお、当社は、2022年2月18日付け「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にて公表のとおり、過年度の決算を訂正し、2017年8月期から2020年8月期までの有価証券報告書、2017年8月期第3四半期から2021年8月期第3四半期までの四半期報告書につい

て、関東財務局に対して訂正報告書を提出するとともに、同日付け「(開示事項の経過) 第11期(2021年8月期)有価証券報告書の提出に関するお知らせ」にて公表のとおり、2021年8月期の有価証券報告書を関東財務局に対して提出いたしました。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は、2022年3月16日付け「(開示事項の経過) 再発防止策に関するお知らせ」にて公表のとおり、特別調査委員会による経営改善へ向けた再発防止策の提言に基づき、具体的な再発防止策を策定し、実行を開始しております。ガバナンス及び内部管理体制の強化を図ることにより、皆様からの信頼回復と当社グループの企業価値の向上に尽力してまいりますので、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

2022年3月16日付け「（開示事項の経過）再発防止策に関するお知らせ」により公表した再発防止策の一環として、ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の強化を図ることを目的に、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）1名の選任をお願いするものであります。このたび選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者	きよみ 清見	よしあき 義明	新任
-----	------------------	-------------------	-----------

氏名 (生年月日)	略歴、 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<small>きよみ よしあき</small> 清見 義明 <small>(1963年4月17日生)</small>	1986年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2001年4月 アメリカン・インターナショナル・グループ株式会社入社 2002年3月 マニユライフ生命保険株式会社入社 2005年3月 日本アジアホールディングス株式会社入社 2008年4月 日本アジアグループ株式会社取締役 2011年3月 株式会社NFKホールディングス 社外取締役 2014年4月 日本アジアグループ株式会社入社 2015年6月 同社取締役 2020年6月 株式会社KHC 代表取締役会長（現任）	一株
（取締役候補者とした理由） 清見義明氏は、企業経営の知見に富んでおり、積極的に意見交換できる資質や円滑にコミュニケーションできる人間性を備えており、管理及び財務等の経験、再生可能エネルギー事業に関する経験、他企業とのアライアンスやM&A等を含む新規事業開発の経験といった当社事業に関係の深いスキルを有しており、同氏の知見を活かした当社グループ全体の企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としております。		

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

- 注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間に、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担して締結しております。当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、執行役員及び管理職従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補いたします。2021年10月に現契約が満了し、同様の内容で更新しております。候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
3. 取締役候補者の決定に当たっての方針と手続
- 当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を図ることを目指しております。
- この実現に向け、当社の取締役として、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ、当社経営の根幹に携わる人物を提案しております。
- 取締役候補者の指名に当たっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会（ただし、会社法第2条第12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いております）により候補者を指名し、取締役会で決定しております。
- 指名委員会は、慎重な審議・検討を行いました結果、当該候補者は適任であると判断して指名しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役松山昌司氏及び同本間周平氏の2名は、本臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、当社における監査体制の強化と充実を図ることを目的として、後任の監査等委員である取締役2名を選任することをお願いするものであります。このたび選任される監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等
1	みゆき 幸 富成	新任 社外 独立
2	よこやま 横山 友之	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	みゆき とみ なり 幸 富 成 (1952年3月15日生)	1977年4月 株式会社日立製作所 入社 1985年9月 日興証券株式会社 入社 (現 シティグループ・ジャパン・ホールディングス合同会社) 1993年3月 UBS証券ニューヨーク 取締役 1994年7月 興銀証券(現みずほ証券)株式会社 入社 1999年6月 同社 執行役員財務開発部長 2001年5月 野村證券株式会社 ストラクチャードファイナンス部長 2004年4月 三井物産株式会社 金融市場本部顧問 2004年4月 東京理科大学専門職大学院 教授 2006年4月 日本ナレッジ・マネジメント学会 理事 2007年4月 H S B C証券東京支店 マネージングディレクター 2011年4月 デジタルハリウッド大学大学院 客員教授 2019年3月 同大学大学院 退職	-株
2	よこ やま とも ゆき 横 山 友 之 (1975年6月5日生)	2002年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2006年12月 公認会計士登録 2007年4月 デロイトトーマツFAS株式会社 (現 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社) 出向 2009年7月 横山経営会計事務所 設立 同代表者 (現任) 2011年5月 ポケットカード株式会社 社外取締役 2015年7月 株式会社立飛ストラテジーラボ 非常勤執行役員 (現任) 2019年3月 光ビジネスフォーム株式会社 社外取締役 (現任) 2021年7月 一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長 (現任) 2021年10月 一般社団法人オークネット財団 評議員 (現任) 2022年3月 太洋物産株式会社 社外取締役 (現任) 2022年4月 T R I B A W L 株式会社 社外取締役 (現任)	-株

- 注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 幸富成氏及び横山友之氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、幸富成氏及び横山友之氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 幸富成氏及び横山友之氏の選任が承認された場合は、両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で監査等委員を含む全ての取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担します。既に当該保険契約の被保険者となっている候補者については、就任後も引き続き被保険者となり、現在被保険者でない候補者については、取締役に就任した時点で、当該保険契約の被保険者に含まれます(以後、同内容での更新を予定しております。)
6. 監査等委員である取締役候補者の決定に当たっての方針と手続
- 当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を図ることを目指しております。
- この実現に向け、当社の監査等委員である取締役として、経営の監督及び監査をするに当たって豊富な経験を持つ人物を提案しております。
- 監査等委員である取締役候補者の選定に当たっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会(ただし、会社法第2条第12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いております)により候補者を指名し、監査等委員会の同意を得て取締役会で決定しております。
- 指名委員会は、慎重に審議・検討を行いました結果、候補者は適任であると判断し、指名しました。
7. 候補者に関する特記事項は以下のとおりです。
- 監査等委員である取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待される役割の概要
- 幸富成氏は、外資系証券会社取締役や国内証券会社執行役員及び大学教授の経験のほか、当社基幹事業である再生可能エネルギー事業分野においても著書を刊行するなど造詣が深く、的確なりスク分析をしてそのリスクにあった施策を選択できる能力や資質を有しております。企業経営の知見を相当程度有しており、取締役会のよりの確かな意思決定や監督機能の実効性向上が期待できるため、同氏を監査等委員である取締役候補者としております。
- 横山友之氏は、東京証券取引所第一部市場に上場する法人の社外独立役員の経験があるほか、東京証券取引所に上場する法人の第三者委員会の委員を歴任するなど企業不正の調査経験を有しております。また、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、これらの経験を活かすことにより、取締役会のよりの確かな意思決定や監督機能の実効性向上が期待できるため、同氏を社外取締役候補者としております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社では、2022年2月18日付けで公表いたしました「会計監査人の異動及び金融商品取引法監査の監査証明を行う公認会計士等の選任に関するお知らせ」のとおり、当社の会計監査人であります赤坂有限責任監査法人は、第11期事業年度に係る会社法第396条第1項前段に基づく会計監査業務が終了した時である同年4月12日をもって辞任により退任し、その後任として監査法人アリアを一時会計監査人に選任して現在に至っております（なお、当社は、同年2月18日、同監査法人を第12期事業年度に係る金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等に選任しております。）。その職務遂行状況から、同監査法人が当社の会計監査人として相当であり、独立性及び専門性、職務遂行能力を備え、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を有していると判断し、監査等委員会の決定により同監査法人を会計監査人の候補者といたしましたので、会計監査人に選任することをお願いするものであります。

会計監査人候補者の概要は、次のとおりであります。

名	称	監査法人アリア	
主たる事業所の所在地		東京都港区浜松町一丁目30番5号	
沿	革	2006年5月29日設立	
構	成	人員	公認会計士等 22名

(2022年3月末日現在)

ご参考

本臨時株主総会終了後の取締役会スキル・マトリックス

	氏名	地位、担当等（予定）	特に期待する知見・経験						
			企業経営	ガバナンス	営業	財務	IT・デジタル・テクノロジー	法務・リスクマネジメント	不動産
社内	笠原 弘和	代表取締役社長	●	●		●	●		●
	清見 義明	取締役	●	●	●	●		●	●
	佐伯 猛志	取締役	●	●	●	●	●		
	重富 公博	取締役		●		●		●	
社外	川崎 修一	独立社外取締役（監査等委員）		●				●	●
	幸 富成	独立社外取締役（監査等委員）	●	●	●	●	●	●	
	横山 友之	独立社外取締役（監査等委員）		●		●	●	●	●

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が続く中、大都市圏等を中心に断続的に緊急事態宣言等が発令され、経済活動の抑制により景気は急速に悪化しました。ワクチン接種は進んでいるものの、ブレイクスルー感染や新たな変異株の出現により、先行きは依然として不透明です。今後、ワクチン接種の進展、ブースター接種による予防効果の向上による感染抑制や有効な治療薬の開発による重症化防止等により、行動制限が緩和されれば経済も徐々に回復に向かうものと思われませんが、感染症流行前の水準までの回復には一定の時間を要するものと考えられます。

当社グループの中核事業である再生可能エネルギー分野におきましては、日本国内において、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体として実質ゼロにするとの政府目標（2050年カーボンニュートラル）が示されました。これを受けて、再生可能エネルギーの更なる活用を図るため、規制緩和や普及促進策など、将来の主力電源化を見据えた検討が開始されています。ESG投資に対する注目も高まり、クリーンエネルギーの需要は益々高まるものと考えられますが、同時に、新たな参入等による競争の激化が想定されます。

このような事業環境の中、当社グループは、事業を通じて社会課題を解決し、一企業として堅実な利益を生み出しながら、「ヒトと社会にゆたかさ・彩りを」という企業理念を実現すべく、当連結会計年度においては以下の取組みを行いました。

当社グループは、引き続き再生可能エネルギーを事業の柱に据えつつも、当該事業への特化は、想定される競争激化から、チャンスであると同時にリスクにもなり得ると捉えています。持続的な成長のためには、事業ポートフォリオのしなやかな強靱化が不可欠です。そこで、昨年度より実施している事業領域の選択と集中に続き、収益基盤の強化に向け、エネルギー領域における新展開の検討やシーズ探索の傍ら、新たな事業領域へ進出するための投資を行いました。これに伴い、サステナブル事業を新たな事業セグメントとして設けております。

サステナブル事業は「新しい生活様式におけるヒトと社会が輝けるサステナブルなソリ

ーション提供」を実現することを目的とした、当社グループの長期的な戦略領域です。当連結会計年度におきましては、ヒトが持つ枯渇することのない潜在エネルギーを引き出して健康をサステナブルに増進させるべく、基礎化粧品や健康食品の供給事業、及び感染予防のための消毒OEM事業を開始しております。当社グループでは、今後も「サステナブル」をテーマに、「ヒトと社会」が抱える生活・環境・資源等の様々な課題を解決するビジネスを積極的に展開したいと考えております。

当連結会計年度において当社グループが推進したエネルギー関連事業及びサステナブル事業の具体的な取り組みをまとめると以下のとおりであります。

- (i) 販売用未稼働太陽光発電所の仕入販売
- (ii) 販売用太陽光発電所の販売
- (iii) 太陽光発電事業者向け発電商材の仕入販売
- (iv) 固定資産としての太陽光発電所の取得と稼働による売電
- (v) 太陽光発電所のオペレーション&メンテナンスと新規案件の受託
- (vi) L P ガス及び都市ガスエンジン搭載非常用発電機の開発
- (vii) 災害時非常用マグネシウム電池の開発
- (viii) 基礎化粧品及び健康食品の仕入販売
- (ix) 感染予防のための消毒機器OEM供給

当社グループにおきましては、事業を通じてヒトと社会の持続的なウェルビーイングに貢献するため、これらの事業を継続的に推進、発展させつつも、更なる事業領域を果敢に開拓し、収益基盤のレジリエンス強化に引き続き注力してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、提出日時点では当社グループの事業、財務及び経済活動に重大な支障は生じておりません。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は3,309百万円（前期比39.5%減）と減収となりました。減収の主な要因は、前年連結会計年度においてSBY事業及びFATBUGER事業から撤退したこと及び未着工太陽光発電所の持分を売却したこと、並びに太陽光パネル等の発電商材の販売が一巡したこと、太陽光発電所のポートフォリオ見直しに伴う売却により売電収入が減少したこと、L P ガス及び都市ガスエンジン搭載非常用発電機の開発・商品化が遅れ、試作機の販売に留まったことによります。

損益の状況については、グループ全体で固定費の削減を進めたことに加え、新規事業であるサステナブル事業の基礎化粧品及び健康食品の販売が堅調に推移した一方、前期に利益率の高い販売用未稼働太陽光発電所にかかる持分を売却したことから、連結営業利益は212百万円（前期比77.8%減）、有利子負債の圧縮により支払利息が減少した結果、連結経常利益は168百万円（前期比79.3%減）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は35百万円（前期比95.8%減）となりました。その主な要因は、当社が2018年11月に売却した太陽光発電所において造成契約の開発行為工事完了検査済証が発行されていなかったため、土地造成工事内容を検証した結果、行われた工事が完了検査の条件を満たしていないことが明らかになり、是正工事費用として115百万円を特別損失に計上したことによります。

当連結会計年度におけるセグメント毎の経営成績は以下のとおりであります。

①再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業は、主に当社及び株式会社エコ・テクノサービスにおいて展開しております。当連結会計年度におきましては、資産内容の健全化や事業推進体制、資金繰りの安定化等、今後に向けた事業基盤の再整備策を着実に実行する傍ら、当社独自のネットワークとノウハウを活かし、宮城県や熊本県において未稼働太陽光発電所の開発及び販売を行ったほか、セカンダリー案件（稼働済太陽光発電所）の売買や自社発電所としての取得、その他メガソーラー発電事業者向けに太陽光パネル等の発電商材の仕入販売を行いました。

また、株式会社エコ・テクノサービスにおいては、従前、自社保有の太陽光発電所のオペレーション&メンテナンス（O&M）を中心に事業を行ってまいりましたが、事業戦略及び営業体制の見直しを行い、積極的に第三者が保有する太陽光発電所のO&M契約を獲得するとともに、サーモカメラ搭載ドローンを用いた空撮による太陽光パネル点検や、専用機器を用いた太陽光パネルの性能検査、小型水力発電所の電気事業法施行規則第76条に規定する使用前自己確認など、O&M事業により培われた当社グループが誇る技術者による専門的技術を活用したサービス業務への進出を進め、当連結会計年度においては、業績向上の着実な手ごたえを得ることができました。

その結果、売上高は2,994百万円（前期比42.3%減）、セグメント利益（営業利益）は317百万円（前期比74.7%減）となりました。

②新規エネルギー事業

新規エネルギー事業は、当社にて展開しております。当連結会計年度におきましては、非常用ガス発電機やマグネシウム電池等の商品化に向けての活動及び新規の事業化に向けたシ

ーズの探索を主に行いました。LPガス用及び都市ガス用非常用発電機の試作機とマグネシウム電池の筐体試作機の納入はあったものの、当該事業は立ち上げのフェーズにあり、引き続き費用が先行し、売上高は1百万円、セグメント損失（営業損失）は39百万円となりました。

③サステナブル事業

サステナブル事業は、当社及び株式会社ジー・スリーファクトリーにて展開しております。株式会社ジー・スリーファクトリーにおいては、2021年8月期第3四半期連結会計期間より、基礎化粧品及び健康食品等の仕入・販売事業を開始しました。また、当社においては2021年8月期第4四半期連結会計期間より、感染予防のための消毒機器を大手警備会社へOEM供給する事業を開始しました。その結果、売上高は313百万円、セグメント利益（営業利益）は154百万円となりました。なお、本セグメントの事業譲受により「のれん」が発生しており、当連結会計年度において当該のれんの償却費52百万円を計上しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は557百万円で、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

セグメントの名称	設備の内容
再生可能エネルギー事業	三重県及び宮城県に所在する太陽光発電所

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、主に再生可能エネルギー事業にかかる設備取得資金として、金融機関からの借入金及びリース・割賦契約により総額729百万円の資金調達を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、当社100%出資子会社、株式会社ジー・スリーファクトリーを新たに設立し、株式会社Cファクトリーより、同社が展開する事業の一部を譲り受けることを決議しました。なお、事業譲渡契約は2021年3月1日付で締結し、同日付で当該事業を譲受しております。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

区 分	第8期 (2018年8月期)	第9期 (2019年8月期)	第10期 (2020年8月期)	第11期 (当連結会計年度) (2021年8月期)
売上高 (千円)	2,499,019	5,319,902	5,470,056	3,309,524
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	78,644	△116,741	816,331	168,917
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失(△) (千円)	△197,162	699,574	824,997	35,052
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△13.95	48.50	52.37	2.08
総資産 (千円)	9,510,516	6,323,583	4,543,365	3,763,066
純資産 (千円)	764,305	1,244,932	2,443,521	2,473,935
1株当たり純資産額 (円)	52.88	86.39	144.96	146.86

- (注) 1. 連結計算書類、連結注記表「5. 誤謬の訂正に関する注記」に記載の通り、金融商品取引法の規定に基づき過年度の有価証券報告書を訂正したため、第8期から第10期までの「2. 財産及び損益の状況」については、訂正後の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は2019年3月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第9期連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社の状況
該当事項はありません。

- (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エコ・テクノサービス	10,000千円	100.0%	再生可能エネルギー事業
株式会社ジー・スリーファクトリー	10,000千円	100.0%	サステイナブル事業

- (注) 2021年2月22日付で株式会社ジー・スリーファクトリーを設立したことに伴い、同社を連結子会社といたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループでは、他社との差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について積極的に取り組んでまいります。

(1)事業ポートフォリオの拡大について

当社グループの事業の中核である再生可能エネルギー事業分野において、固定価格買取制度（FIT）の段階的な見直しに伴う未稼働太陽光発電所案件の減少により、物件価格の高騰が進んでおり、物件の確保や利幅の維持が難しくなる懸念があります。FIT案件の減少に伴い、FITを利用しない（Non-FIT）事業モデルの開発が盛んに行われており、その中で、第三者が太陽光発電所を所有することにより初期投資を抑えるPPA（Power Purchase Agreement）モデル等が注目されております。当社グループにおきましても、これまで蓄積した再生可能エネルギー事業のノウハウやネットワークを活用し、新たな発電商材や発電設備導入モデルのビジネス化の検討及び新たなモデルに対応するメンテナンス等のサービス展開について検討を進めております。当社グループを取り巻く事業環境を注視しつつ、収益基盤の強化に向け、エネルギー領域における新展開の検討やシーズ探索、新たな事業領域へ進出するための投資を行い事業ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

(2)業務提携や資金調達力、資金調達等の経営戦略について

当社グループの更なる売上・利益の拡大及び経営基盤の安定を図る上で、ビジネスネットワークの構築と拡大及び資金調達力の向上は必要不可欠です。その為にも、当社グループ事業とのシナジーが期待できる優良事業を持つ企業との提携を積極的に押し進めてまいります。また、当社グループが安定的に成長していく過程において、太陽光発電所等の購入および新規エネルギー事業及びサステナブル事業における研究開発のための多額の資金が必要であり、今後も資金調達の強化、調達方法の多様化に取り組んでまいります。

(3)人的資産の強化

当社グループは、営業担当、企画担当を中心とする人的資産の強化が必要であると考えております。その為には社内外の人材の活用を行い、かつ、従業員が働きやすい魅力ある職場、環境づくりが重要であると考えております。

(4)内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、2017年8月期に当社が販売した未稼働太陽光発電所の権利の売上について、その

売上金額280百万円の計上の時期は、本来であれば2019年8月期に計上すべきものではないかとの外部からの指摘を受け、利害関係を有しない外部専門家3名から構成される特別調査委員会を設置し調査を進めた結果、売上計上時期の会計処理に適正性が認められないことが判明しました。このほか、類似する問題の存否の調査を進めた結果、同様に売上計上時期の適正性が認められない会計処理が2018年8月期や2019年8月期にも存在することや、連結の範囲並びに売上の計上(売上計上要件を満たさない売上)に関する不適切な会計処理等の事実が判明しました。当社は、2022年3月16日付け「(開示事項の経過) 再発防止策に関するお知らせ」にて公表のとおり、特別調査委員会による経営改善へ向けた再発防止策の提言に基づき、具体的な再発防止策を策定し、実行を開始しております。適正な内部統制の整備及び運用のさらなる強化に真摯に取り組み、再発防止に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、提出日時点では当社グループの事業上、財務上、経済活動に重大な影響は生じておらず、優先的に対処すべき課題への特段の影響はありません。ただし、今後の感染拡大状況や終息時期によっては、国内外の経済活動に様々な影響が出てくる可能性があります。当社グループでは、今後も慎重に状況を見極めながら、事業活動を継続するための対応を柔軟に行ってまいります。

5. 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

事業区分	事業内容	会社名
再生可能エネルギー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・販売用未稼働太陽光発電所の仕入販売 ・販売用太陽光発電所の仕入販売 ・太陽光発電事業者向け発電商材の仕入販売 ・固定資産としての太陽光発電所の取得と稼働による売電 ・太陽光発電所のオペレーション&メンテナンスと新規案件の受託 	株式会社ジー・スリーホールディングス 株式会社エコ・テクノサービス 合同会社エコ・グリーン1号 合同会社エコ・グリーン2号 その他 2社
新規エネルギー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガス及び都市ガスエンジン搭載非常用発電機の開発販売 ・災害時非常用マグネシウム電池開発販売 	株式会社ジー・スリーホールディングス
サステナブル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防のための消毒機器OEM供給 ・基礎化粧品及び健康食品の仕入販売 	株式会社ジー・スリーホールディングス 株式会社ジー・スリーファクトリー

6. 主要な事業所 (2021年8月31日現在)

当 社	本社：東京都品川区
株式会社エコ・テクノサービス	本社：東京都品川区
株式会社ジー・スリーファクトリー	本社：東京都品川区

7. 使用人の状況 (2021年8月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
再生可能エネルギー事業	5名 (-)	-名 (-)
新規エネルギー事業	9名 (-)	4名増 (-)
サステナブル事業	-名 (-)	-名 (-)
全社 (共通)	6名 (-)	1名減 (-)
合計	20名 (-)	3名増 (-)

- (注) 1.使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2.全社（共通）として記載されている使用人数は、当社の使用人数であります。
- 3.当連結会計年度より事業区分を変更した為、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
- 4.サステナブル事業は、新規エネルギー事業が兼任しているため、新規エネルギー事業に含めて表示しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	3名増	42.0歳	2.4年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

8. 主要な借入先の状況 (2021年8月31日現在)

借入先	借入額
さわやか信用金庫	106,812 千円
芝信用金庫	90,445
城南信用金庫	35,998
湘南信用金庫	15,321

(注) 上記のほか、当社は資金調達の手法として、借入と実質的に同効果であるという判断において、主にリコーリース株式会社と割賦販売契約を締結しており、当連結会計年度末において、長期設備関係未払金（設備関係未払金を含む）796,290千円を計上しております。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の現況

1. 株式の状況 (2021年8月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 17,860,720株 |
| (3) 株主数 | 15,664名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エ コ ・ キ ャ ピ タ ル 合 同 会 社	2,450,000株	14.54%
株 式 会 社 ふ お ー 優	520,000	3.09
株 式 会 社 S B Y デ ジ タ ル プ ロ ダ ク ツ	400,000	2.37
辻 井 健 造	201,300	1.19
株 式 会 社 き ず な	193,600	1.15
富 永 道 男	157,000	0.93
奥 田 泰 司	150,000	0.89
小 野 澤 重 雄	120,000	0.71
池 田 靖 久	103,600	0.61
内 藤 証 券 株 式 会 社	68,400	0.41

- (注) 1. 当社は自己株式を1,014,919株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 2020年11月27日開催の第10期定時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、同日付で発行可能株式総数を36,800,000株から70,000,000株に変更しております。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2021年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	笠原弘和	株式会社エコ・テクノサービス 代表取締役 株式会社ジー・スリーファクトリー 代表取締役
取締役	佐伯猛志	株式会社ユニ・ロット 取締役
取締役	松本隆	早稲田大学 評議員 日鉄物産株式会社 社外取締役
取締役	重富公博	重富公認会計士事務所 代表 北摂監査法人 社員
取締役 (監査等委員)	松山昌司	松山公認会計士事務所 所長 あすなる監査法人 代表社員 ぷらっとホーム株式会社 社外監査役 株式会社グッドコムアセット 社外取締役 FRACTALE株式会社 監査等委員である社外取締役 天馬株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	本間周平	有限会社ベストアカウンタンツ 代表取締役 プラス会計事務所 代表 株式会社東栄住宅 社外監査役 共立パートナーズ株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	川崎修一	愛知大学大学院 法務研究科 准教授 株式会社クリップコーポレーション 社外監査役 弁護士法人久屋総合法律事務所 代表弁護士 株式会社AVANTIA 社外監査役

- (注) 1.取締役 (監査等委員) 松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は、社外取締役であります。
- 2.取締役 (監査等委員) 松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は、以下のとおり、財務及び会計、法律知識に関する相当程度の知見を有しております。
- ・松山昌司氏及び本間周平氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・川崎修一氏は、弁護士の資格を有しております。
- 3.当事業年度の取締役の異動は、以下のとおりであります。
- ・2020年11月27日開催の第10期定時株主総会において、笠原弘和氏、佐伯猛志氏、松本隆氏、重富公博氏が取締役に選任され就任いたしました。また、笠原弘和氏は同総会終了後開催の取締役会において、代表取締役社長に選定され就任いたしました。
 - ・2020年11月27日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、遠藤洋氏は任期満了により当社取締役及び株式会社エコ・テクノサービス代表取締役を退任しております。
- 4.当事業年度の監査等委員である取締役の異動は、以下のとおりであります。
- ・2020年11月27日開催の第10期定時株主総会において、松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は重任により監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。
- 5.当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け

出ております。

- 6.当社と松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
- 7.当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。常勤の監査等委員はおりませんが、内部監査を行う内部監査室が監査等委員会と連携して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。
- 8.役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む。）、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年10月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成している。

b. 基本報酬（金銭報酬）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

該当事項なし。

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

g. 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長笠原弘和にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の役位、職責、実績等に応じて決定する。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く）の職責を評価するには代表取締役が最も適していると判断した。また、決定した個人別の報酬額については、代表取締役が監査等委員である取締役へ説明を行うものとする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会決議において、金銭による報酬ならびに株式報酬等の金銭でない報酬とを合わせて、年額450,000千円以内(うち、社外取締役75,000千円以内)と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、4名(うち社外取締役は1名)です。

b. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会決議において、金銭による報酬ならびに株式報酬等の金銭でない報酬とを合わせて、年額150,000千円以内(うち、社外取締役75,000千円以内)と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役は3名)です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) ＜うち社外取締役＞	43,500 (-)	43,500 (-)	-	-	5 (-)
取締役(監査等委員) ＜うち社外取締役＞	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	-	-	3 (3)
合計 ＜うち社外取締役＞	54,300 (10,800)	54,300 (10,800)	-	-	8 (3)

(注) 1.上記には、2020年11月27日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

2.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）松山昌司氏は、松山公認会計士事務所所長、あすなる監査法人代表社員、ぷらっとホーム株式会社社外監査役、株式会社グッドコムアセット及び天馬株式会社の社外取締役、FRACTALE株式会社の監査等委員である社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）本間周平氏は、プラス会計事務所代表、共立パートナーズ株式会社及び有限会社ベストアカウンタツの代表取締役、株式会社東栄住宅社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）川崎修一氏は、弁護士法人久屋総合法律事務所代表弁護士、愛知大学大学院法務研究科准教授、株式会社クリップコーポレーション及び株式会社AVANTIAの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況および社外取締役 に期待される役割に関して行った役割の概要
取締役 (監査等委員) 松 山 昌 司	<p>松山昌司氏は、これまで公認会計士資格を有する社外取締役として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の管理・監督、及び積極的な取締役会における的確な発言等により、期待される役割を果たしております。なお、当社と松山昌司氏との間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査等委員会16回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 本 間 周 平	<p>本間周平氏は、これまで公認会計士資格を有する社外取締役として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の管理・監督、及び積極的な取締役会における的確な発言等により、期待される役割を果たしております。なお、当社と本間周平氏との間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査等委員会16回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 川 崎 修 一	<p>川崎修一氏は、当社グループの業務は多種多様に亘るものであるところ、弁護士資格を有し、他の上場会社の監査役を務める同氏の専門的知識及び経験は、当社グループのガバナンス強化、再発防止策の実施の管理・監督及び企業価値向上に必要不可欠であり、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督及び積極的な取締役会における的確な発言等の期待される役割を果たしております。なお、当社と川崎修一氏との間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回、監査等委員会16回のうち15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 赤坂有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、適正かつ健全な企業活動を行う。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
 - ② 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、当社並びに子会社の取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、当社並びに子会社の取締役の業務執行を監督する。
 - ③ 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ④ 当社並びに子会社の取締役及び使用人による業務執行が、法令、定款及び定められた社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
 - ⑤ 監査等委員会直轄の内部監査室を設置し、当社並びに子会社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部等を窓口として定め、適切に対応する。
 - ⑥ コンプライアンスの状況は、当社並びに子会社各部門の責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- (2) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程、職務権限規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ② 当社並びに子会社の取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 取締役会は、当社並びに子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - ② リスク情報等については、当社並びに子会社各部門の責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとする。
 - ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - ④ 内部監査室は、当社並びに子会社各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監査等委員会に報告するものとし、定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、当社並びに子会社における執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る。
 - ② 当社並びに子会社の取締役の職務執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定並びに業務執行の監督等を行う。当社並びに子会社各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - ③ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行が適正かつ効率的な運営に資することを確認するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言と指導を行う。
- (5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の経営について、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、報告事項を定め定期的に報告を求める。

- ② 子会社における経営上の重要事項については、当社取締役会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的で開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
 - ③ 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、管理部が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求める。
 - ④ 子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、監査等委員会及び内部監査室が監査規程に基づき実施する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき組織として、監査等委員会直属の内部監査室を設置し、内部監査室員の選任、評価等については、業務執行取締役からの独立性を確保するため、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - ② 内部監査室員は監査等委員会の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社は、監査等委員会への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、通報者を保護することとする。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査等委員は、当該費用の支出に当たってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

- (10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に則り、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。
 - ② 監査等委員は、内部監査室、管理部と連携を図るとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認するものとする。
 - ③ 監査等委員会の職務を補助すべき組織として、監査等委員会直属の内部監査室を設置する。内部監査室は、監査業務のほか、監査等委員会の事務局としてそのサポートを行うものとし、監査等委員会の監査の実効性を確保する。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
 - ② 当社並びに子会社は、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
 - ③ 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するために、管理部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役に報告する。
 - ④ 当社並びに子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化するとともに取引規約に暴力団排除条項を導入する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ② 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、当社並びに子会社の役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 当事業年度においては、取締役会を19回開催し、取締役及び監査等委員会の情報共有と当社グループの経営管理の充実に努めました。
- (2) リスク管理については、不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮のもと対策措置を講じ、弁護士等外部の専門機関とともに迅速に対応する体制を整えております。
- (3) 財務報告に係る内部統制の評価については、決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストに基づき、決算財務プロセスの検討を実施しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現時点では買収防衛策の導入決定には至っておりません。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,467,885	流動負債	305,583
現金及び預金	1,646,694	買掛金	3,571
売掛金	85,283	一年内返済予定の長期借入金	76,788
販売用不動産	299,727	未払金	51,416
商品	63,223	前受金	15,975
前渡金	267,602	未払法人税等	33,527
未収入金	7,312	設備関係未払金	55,185
未収還付法人税等	506	賞与引当金	5,500
未収消費税等	87,930	その他	63,619
その他	10,495	固定負債	983,548
貸倒引当金	△889	長期借入金	171,788
固定資産	1,295,181	長期設備関係未払金	741,104
有形固定資産	701,457	長期前受収益	6,737
建物	17,629	資産除去債務	11,681
工具、器具及び備品	3,271	繰延税金負債	329
機械及び装置	549,960	その他	51,907
土地	130,595	負債合計	1,289,131
無形固定資産	481,629	(純資産の部)	
のれん	472,616	株主資本	2,473,935
その他	9,012	資本金	1,062,957
投資その他の資産	112,094	資本剰余金	672,222
出資金	350	利益剰余金	964,987
敷金及び保証金	58,364	自己株式	△226,232
繰延税金資産	2,219	純資産合計	2,473,935
その他	51,160	負債純資産合計	3,763,066
資産合計	3,763,066		

連結損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,309,524
売上原価	2,706,723
売上総利益	602,800
販売費及び一般管理費	390,576
営業利益	212,223
営業外収益	
受取利息	544
償却債権取立益	390
還付加算金	1,192
未払配当金除斥益	885
その他	258
営業外費用	
支払利息	18,797
支払手数料	27,431
その他	346
経常利益	168,917
特別利益	
固定資産売却益	21
受取保険金	5,147
特別損失	
是正工事費用	115,065
災害関連費用	313
出資金評価損	50
税金等調整前当期純利益	58,658
法人税、住民税及び事業税	19,685
法人税等調整額	3,919
当期純利益	35,052
親会社株主に帰属する当期純利益	35,052

連結株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,062,957	672,222	945,286	△221,593	2,458,872
誤謬の訂正による累積的影響額			△15,351		△15,351
遡及処理後当期首残高	1,062,957	672,222	929,934	△221,593	2,443,521
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			35,052		35,052
自己株式の取得				△4,643	△4,643
自己株式の処分		0		4	4
当期変動額合計	-	0	35,052	△4,638	30,414
当 期 末 残 高	1,062,957	672,222	964,987	△226,232	2,473,935

	純資産合計
当 期 首 残 高	2,458,872
誤謬の訂正による累積的影響額	△15,351
遡及処理後当期首残高	2,443,521
当 期 変 動 額	
親会社株主に帰属する当期純利益	35,052
自己株式の取得	△4,643
自己株式の処分	4
当期変動額合計	30,414
当 期 末 残 高	2,473,935

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,960,607	流動負債	185,474
現金及び預金	1,538,289	買掛金	1,171
売掛金	8,878	一年内返済予定の長期借入金	75,288
未収入金	37,529	未払金	35,001
前渡金	198,092	設備関係未払金	34,785
前払費用	6,961	未払費用	1,759
関係会社立替金	2,120	未払法人税等	25,135
関係会社短期貸付金	10,000	前受金	2,136
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	120,000	前受収益	1,423
未収消費税等	37,820	預り金	1,885
その他	1,804	賞与引当金	4,500
貸倒引当金	△889	その他	2,388
固定資産	1,321,335	固定負債	656,551
有形固定資産	699,833	長期借入金	159,663
建物	17,629	長期設備関係未払金	481,954
工具、器具及び備品	2,834	長期前受収益	6,737
機械及び装置	548,774	資産除去債務	2,430
土地	130,595	関係会社事業損失引当金	3,042
無形固定資産	9,012	繰延税金負債	816
ソフトウェア	24	その他	1,907
特許権	8,238	負債合計	842,026
商標権	749	(純資産の部)	
投資その他の資産	612,489	株主資本	2,439,917
関係会社株式	10,000	資本金	1,062,957
関係会社長期貸付金	640,000	資本剰余金	672,222
関係会社出資金	14,357	資本準備金	272,206
出資金	250	その他資本剰余金	400,016
長期前払費用	478	利益剰余金	930,968
敷金及び保証金	10,401	利益準備金	46,943
貸倒引当金	△62,998	その他利益剰余金	884,025
資産合計	3,281,943	繰越利益剰余金	884,025
		自己株式	△226,232
		純資産合計	2,439,917
		負債純資産合計	3,281,943

損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		2,595,758
売上原価		2,193,232
売上総利益		402,526
販売費及び一般管理費		
役員報酬	54,300	
給与手当	82,170	
賞与引当金繰入額	4,500	
支払手数料	53,782	
地代家賃	16,239	
減価償却費	3,507	
租税公課	19,103	
その他	57,480	291,083
営業利益		111,443
営業外収益		
受取利息	10,097	
貸倒引当金戻入額	19,902	
償却債権取立益	390	
その他	2,126	32,517
営業外費用		
支払利息	2,264	
支払手数料	281	
関係会社事業損失引当金繰入額	3,042	
その他	432	6,020
経常利益		137,939

科 目	金 額	
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	21	21
特 別 損 失		
是 正 工 事 費 用	115,065	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	50	115,115
税 引 前 当 期 純 利 益		22,845
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,405	
法 人 税 等 調 整 額	816	9,222
当 期 純 利 益		13,623

株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	1,062,957	272,206	400,016	672,222	46,943	885,753	932,697
誤謬の訂正による 累積的影響額						△15,351	△15,351
遡及処理後当期首残高	1,062,957	272,206	400,016	672,222	46,943	870,401	917,345
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益						13,623	13,623
自己株式の取得							
自己株式の処分				0	0		
当期変動額合計	-	-	0	0	-	13,623	13,623
当 期 末 残 高	1,062,957	272,206	400,016	672,222	46,943	884,025	930,968

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	△ 221,593	2,446,283	2,446,283
誤謬の訂正による 累積的影響額			△15,351
遡及処理後当期首残高	△221,593	2,430,932	2,430,932
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		13,623	13,623
自己株式の取得	△ 4,643	△ 4,643	△ 4,643
自己株式の処分	4	4	4
当期変動額合計	△ 4,638	8,985	8,985
当 期 末 残 高	△ 226,232	2,439,917	2,439,917

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社ジー・スリーホールディングス
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 勉
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 和 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・スリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、特別調査委員会の調査活動や決算の訂正等に係る費用を、2022年8月期において計上する予定である。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社ジー・スリーホールディングス
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 勉
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 和 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、特別調査委員会の調査活動や決算の訂正等に係る費用を、2022年8月期において計上する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、不適切な会計処理が行われていたことが当事業年度に判明いたしましたが、監査等委員会においては、特別調査委員会の調査結果及び同委員会からの提言を踏まえた取締役の内部統制改善への取り組み及び会社の実施する再発防止策の実施状況を監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月14日

株式会社ジー・スリーホールディングス 監査等委員会

監査等委員 松山 昌司 ㊟

監査等委員 本間 周平 ㊟

監査等委員 川崎 修一 ㊟

(注) 監査等委員松山昌司、本間周平及び川崎修一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

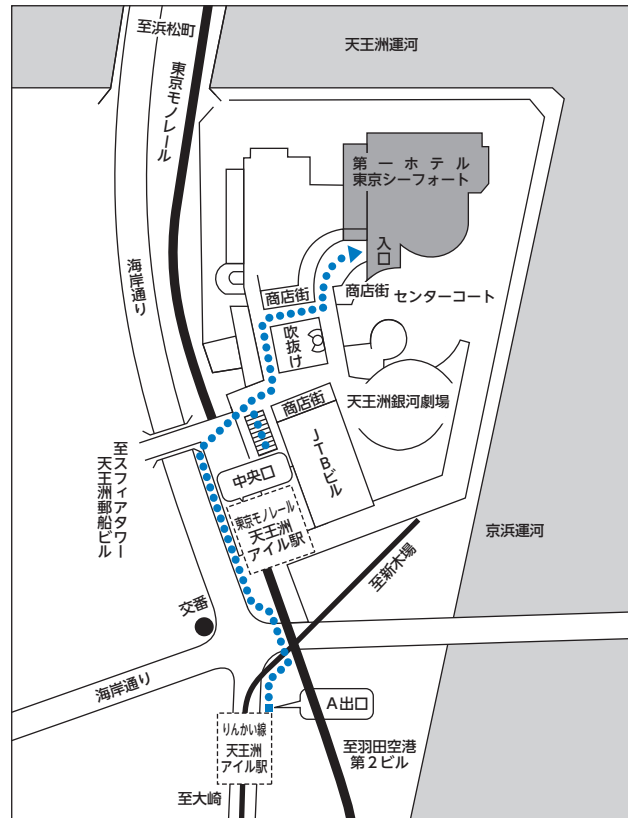
以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場

交通 ・東京モノレール 天王洲アイル駅（中央口）より直結
・りんかい線 天王洲アイル駅（出口A）より徒歩約4分
（ご注意）

東京モノレールの空港快速は天王洲アイル駅には停車しませんので、
ご注意ください。



(お願い)

会場近辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、
お控えいただきますようお願い申し上げます。